

# 病院だより

## 病院便り 最終回

### 国の政策に翻弄されての25年

国民健康保険町立和寒病院 院長 山下晃史

2021年3月末で、国民健康保険町立和寒病院は閉院して、無床診療所になります。長年掲載させていただいていた病院便りも、今回が最終回となってしまいました。和寒町に入院施設や職場を無くしてしまい、町民の皆様や病院の職員の皆様に対して責任を痛感しています。最終回は着任して以来25年間の国の政策や医療制度の変遷、町立病院がどうして追い込まれていったのかについて、思い出や感謝の気持ちを込め、振り返ってみることにしました。



1996年4月に町立病院に着任してまず驚いたのは、看護基準の最低限が取れておらず、入院患者さんの状態によっては、付添人が必要だったことです。職員の努力で、すぐに何とか最低限の基準看護をとることができましたが、おそらく公立病院で、基準看護をとったのは、全国でも最後だったのではと記憶しています。その後は、入院外来ともに患者さんも順調に増え、巨額の赤字だった病院もかなり改善してきていました。そんなある日、国民健康保険の担当者が来て、「病院が医療費をたくさん使うから国民健康保険が赤字になってきています。和寒病院の前に国民健康保険と名前がついているのは適正に医療費を使ってもらうためですよ。国保が赤字になって、国保料が上がることになったら、病院の赤字よりも住民の皆様が困ることになります。」とおっしゃいました。国民健康保険が市町村単位で運営しているなどといった基本的な仕組みなどすら、あまり知らなかったことを反省し、その後は国保の会議にもなるべく参加して、医療費の適正使用も考えるようになりました。公立病院は独立採算ですが、公共性という2面性も有しています。病院だけのことを考えて、黒字化を目指す、いろいろなところにひずみが生じます。町民の皆様が、住民健診を比較的多く利用していただいていたこともあり、健診データを共有して、健康管理、健康保険での血液検査やレントゲンの撮影回数を減らすといった取り組み、社会的入院の制限と入院日数の適正化などで、医療費の抑制に努めてきました。

2000年4月には介護保険法が制定されました。このころより国は増え続ける医療費の抑制に懸命になっていました。医療費を抑え健康保険を守るために介護保険を新設しました。当時町立病院では、入院患者さんの多くが、長期に療養していて、何らかの介護を必要とするかたでした。院内に介護保険の使える病床を確保したかったのですが、条件が厳しく困難でした。例えば高齢者が歩行困難になり、町立病院を受診されたとします。肺炎や骨折などの病名がつく疾患が無く、老化によるもので医療が必要なければ、健康保険は使えず、介護保険を使うことになり、町立病院には入院できないことになってしまうのです。患者さんは医療と介護のどちらかに振り分けられ、介護療養の施設のほうにどんどん行ってしまいました。

さらに国は、老人医療費の抑制に取り組みました。当時老人医療費は定額制だったのですが、2002年より定率1割に改悪されました。大半の方にとって値上げとなり、毎日のように来ていただいていた理学療法の患者さんが、急に減って行ってしまいました。

2000年代前半には国の強い指導で、市町村の合併も相次ぎました。和寒町もお隣の剣淵町と合併協議をしており、合併後は和寒町が中心となり、病院が新築されるとの情報があり、大変期待していたのですが、最終的には協議は物別れに終わってしまいました。合併しなかったことにより国

の締め付けで、和寒町の財政も厳しくなってきた、病院の赤字増加や将来を案じる声が多くなってきました。

介護保険を制定してから国は、地域包括ケアの推進をしました。地域包括ケアとは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療から介護、住まいや生活支援まで地域で支えるといった考え方です。こう言うと聞こえはいいですが、簡潔に言えば国から、地方自治体が高齢者の医療、介護、生活全般を任されたということです。和寒町には、大きな介護老人福祉施設と医療の一般病床はあったのですが、医療と介護の間にある方々の入院や入所する施設がありませんでした。2003年ようやく町立病院にこの隙間を埋める療養病床ができました。しかしながら、病床の稼働率と収益が悪く、2007年に閉鎖されて、病床まで減らされてしまいました。地域包括ケアは地域にある程度の人口が必要で、広域で取り組まなければ、小さい自治体には困難なのです。これも合併しなかったことに対するペナルティなのではないでしょうか。

2004年には研修医制度ができました。研修医のカリキュラムに地域医療が必修となりました。地域医療の研修で、地域医療にたずさわる医師を増やすのが目的でしたが、若い医師の地域離れがますます加速してきました。町立病院でも2010年頃から旭川医科大学の研修医を多数受け入れてきました。なるべく良いところを見せたいつもりでしたが、当直の多さなどもあり、地域医療に魅力を感じなかったようで、町立病院で研修した医師達は、その後旭川医科大学や旭川周辺の病院などに勤務しているケースが多いようです。紹介患者さんを診ていただいたり、検査していただいたりと病院で中心になって働いている医師もいて大変助かっていますが、地域医療にたずさわってはくれませんでした。

医療機関は診療報酬という国が決めた料金で運営されています。この診療報酬は2年に1回改定されますが、常に大病院はやや引き上げ、小病院は引き下げになるように改定が続けられています。日本の診療報酬は世界的にみると大変安く、大病院でも公立病院の大半が赤字です。地域の不採算の公立病院には病床の数や救急指定の有無などにより、国から自治体に交付税が入ってきます。これでは足りなく、さらに自治体が追加して何とか運営している公立病院がほとんどです。救急指定を受けるにあたり、町立病院の場合では、休日や夜間、入院患者がどんなに少なくとも、救急の受診があった時には医師はもちろんのこと、看護師が3名以上院内にいなければなりません。レントゲンやCTの撮影や血液検査も出来なければなりません。それほど厳しいのです。そんな中で、ここ数年国が推奨しているのは、働き方改革です。どれほど医療スタッフが必要なのではないでしょうか。いただいている交付税も人件費にすべて消えてしまい、必要な機器や設備の更新には回りません。こんな古い機器や設備と人員で、救急を何とかやってこられたのは、職員の頑張りや旭川赤十字病院をはじめとする旭川、士別、名寄など近隣の病院のおかげです。その病院もみな赤字に苦しんでいます。



2019年9月唐突に統廃合を含めた再編が必要な病院が、厚生労働省から発表がありました。なかなか統廃合が進まないで、業を煮やしての発表だったようです。町立病院も当然含まれていました。マスメディアでは同情的に取り上げられることが多かったようです。しかし、驚いたのは、SNSなどによる全国の医療関係者の反応でした。「統廃合して、医療資源を集中させるべき」という意見が大半を占めていました。

2020年には新型コロナウイルスが世界中に蔓延しました。日本でも医療崩壊が起きてきています。日本は欧米諸国に比べ、病床はたくさんあるのですが、集中治療室などの病床や看護師の数が圧倒的に足りていません。こんな状況で国は地域医療を守ってくれるはずもなく、より一層、国家権力で再編と医療資源の集中をすすめ、従わなければ罰すら受けそうな状況です。

このように介護保険の創設、健康保険料の値上げと医療費の自己負担増、市町村合併の推進、地域包括ケアの推進、診療報酬の改定などの多方面の政策により、地域の小さな病院の再編閉鎖が着実に進行しています。国の政権が変わろうが、この25年一貫して行われており、旭川近郊でも、上川町、



幌加内町、沼田町、東川町、妹背牛町などが病院から診療所になっています。町立和寒病院もスタッフが確保できなかったこともあります。持ちこたえられずとうとう閉院に至りました。

町民の皆様、病院職員の皆様、旭川赤十字病院などの旭川、士別、名寄の医療関係者の皆様のおかげで、25年間何とか救急病院を維持出来ました。本当に感謝しかありません。ありがとうございました。

病院だより

## 年 金 あ れ こ れ ～こんなときには国民年金の届出を～

### 国民年金の加入と保険料の納付はお忘れなく

国民年金は、国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が加入し、保険料を納める制度です。職業などにより3種類に分類され、加入方法や納付方法が異なります。

種 別		納付方法
第1号被保険者	自営業や学生など	ご自身で納付します。 (加入手続き後、納付書が郵送されます)
第2号被保険者	会社員(厚生年金)、公務員(共済組合)の加入者	勤務先が納付します。 (給料から差し引かれます)
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	ご自身での納付は不要です。 (配偶者が加入する制度が負担します)

※第1号被保険者の方で国民年金保険料が困難な場合は、免除申請ができます。

次のようなときは手続きが必要です。

届出が必要なとき	異動の内容	手続きに必要なもの
●厚生年金加入者が会社等を退職した	第2号被保険者→第1号被保険者 (第3号被保険者に該当する場合を除く)	印鑑、年金手帳、退職日のわかる書類(資格喪失証明書、離職票など)
●配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金の資格を喪失した ●配偶者の扶養からはずれた	第3号被保険者→第1号被保険者	印鑑、年金手帳、扶養からはずれたことがわかる書類(資格喪失証明書など)

お問合せは住民課お客さま窓口係 (TEL32-2500) まで